

子供に対する ライター安全対策

海外調査を活かした東京都の取り組み

東京都生活文化局消費生活部生活安全課長 荒木 誠（元クレアパリ事務所次長）

取り組みの契機

子供のライターによる火災事故がマスコミでも社会的な問題として大きく取り上げられている。事故を未然に防ぐには、ライター本来の安全機能を確保することに加え、特に、点火ボタンを重くするなど子供が簡単に操作できないようにするチャイルドレジスタンス機能を付加することが喫緊の課題となっている。



さまざまな形状をしたライター

海外ではすでにこのような法規制が行われているが、日本ではそのような安全対策が追いついていない。東京都では、事故防止には実効性ある対策が必要と考え、東京都商品等安全対策協議会で「子供に対するライターの安全対策」をテーマとして取り上げ、火災の実態やライターの流通状況、国内外での規制状況などを調査し、昨年11月、報告書をまとめ、法律による規制の検討を国に提案した。

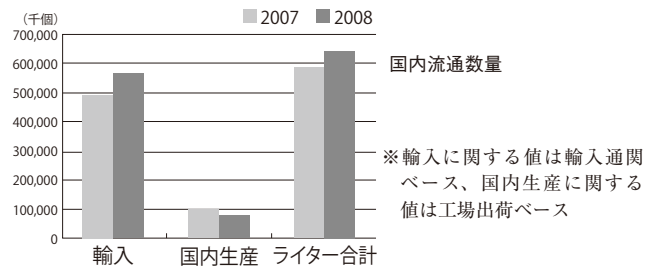
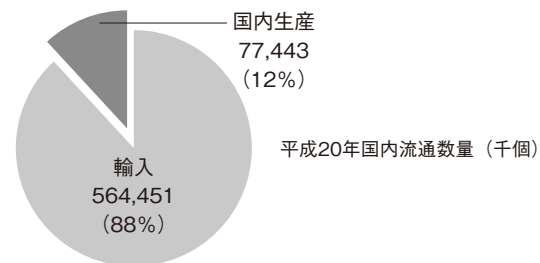
これを受けて国は、昨年12月から法規制の検討を開始し、今年中に政令を改正、来夏にはチャイルドレジスタンス機能のない使い捨てライターの販売規制が実現することとなった。今回は、クレアの海外調査が国を動かすきっかけとなったライター規制への都の取り組みについて紹介する。

国内の事故の状況

国内には、年間約6億個の使い捨てライターが流通し、その8割以上は中国などからの輸入品である。これは、国民1人あたり5～6個持っている計算になり、家庭の中に必要以上のライターが持ち込まれている実態がわかる。

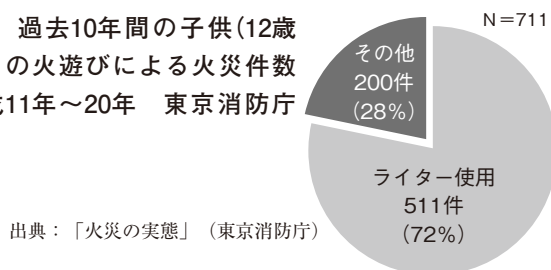
図1 国内に流通するライターの状況

平成19、20年に国内に流通したライターの数量。輸入品が8割以上。平成20年の国内のライターの流通量は19年に比べ増加し、6億個を超えている。



東京消防庁によれば、12歳以下の子供の火遊びによる火災の7割以上はライターが原因で、特に5歳未満の子供の場合、死傷に至る確率は約8割とかなり高くなる傾向がある。幼い子供が逃げ遅れて、一度に複数の子供が犠牲となるケースがあるほか、ライターを玩具と間違えて火傷したり、家庭にあるライターで遊んでいて火傷したというような例も報告されている。

図2 過去10年間の子供(12歳以下)の火遊びによる火災件数(平成11年～20年 東京消防庁管内)



海外の規制状況

このような事故を防止するため、海外では安全対策が徹底されている。クレアの世界7カ国にある事務所に依頼して海外の状況を調査したところ、アメリカでは、規制を開始してから数年で火災による事故が半減したことがわかった。また、EUでは、2006年から加盟25カ国で規制を義務化し、この他、オーストラリアやニュージーランドなどでも同様の規制を行っている。一方、日本をはじめ韓国、中国では何ら規制がない。次に、代表的なアメリカとEUの規制内容を比較する。

1 アメリカ (CPSC：消費者製品安全委員会)

アメリカでは、1994年にCPSCがチャイルドレジスタンス機能に関する安全基準(Consumer Product Safety Standard for Cigarette Lighters (16CER Part 1210))を設け、同年7月12日以降に製造、輸入されたライターから適用された。対象となるのは、燃料の再充填ができないタイプや、工場出荷額が2.25ドル未満で再充填が可能なもののほか、娯楽的なオーディオ効果、視覚効果を備えたノベルティーライターや、5歳未満の幼児が興味を持つような玩具の形状や機能を持つライターも含まれる。

これらのライターが安全基準を満たしているかどうかは、生後51カ月未満の幼児100人に5分間ライターを触らせて85人以上が点けられなければ合格という幼児パネルテストにより判断される。ライターには多様な形のものがある。点火ボタンを押す力で安全基準を決める場合でも、押す面積の大きさや材質によって不確定要素があり、安全性を数値化することが困難であることから、幼児による実際のテストが一番ふさわしいというのがCPSCの考えである。このため、幼児パネルテストは、これまで安全基準を測る唯一の評価基準とされてきた。

表 ライターを原因とする事故件数の推移 アメリカ

事 故	1994 年 [件]	1998 年 [件]
死亡	230	130
死亡 (5 歳以下)	170	40
住宅火災	11,100	6,100
ケガ	1,600	810

同時に、ライターのメカニズムそのものに、点火動作が完了するたびに自動的にリセットされることや、ライターの使用可能期間中はそれが有効であること、また、容易に改造、解除できないといった機能を備えることも要求されるようになった。これらの安全基準を実施したことにより、1994年の基準制定から1998年までの5年間で、ライターを原因とした火災による死傷事故は43%減少したことが報告されている。

2 EU (欧州委員会)

EUでは、2002年5月25日にチャイルドレジスタンス基準(BSEN 13869 Lighters - Child resistance for lighters, Safety Requirements and Test Methods.)を承認し、同年12月までに各国の規格とした。その後、2006年5月12日、欧州委員会決定により、ライターの安全基準の国際規格であるEN ISO 9994:2002とチャイルドレジスタンス機能のEU基準である13869:2002の双方が義務付けられることとなった。

対象となるのは、充填式のライターで最低5年間の耐用年数、2年間の保証期間を有し、EU加盟国内でアフターサービスが行われるライター以外のものとされ、工場引渡し価格がアメリカの2ドルに相当する1.75ユーロ未満という目安が設けられた。アメリカの規制と異なり、ノベルティーライターは一切販売禁止とされたことから、後発組のEUのほうがアメリカより強い規制となっている。

安全基準の試験において、幼児の85%が点けられないという評価基準も取り入れられているが、実際に試験は行われず、イギリスVeritas、ドイツTUVをはじめとする欧州の検査機関が製造メーカーから受け付け、アメリカの検査機関にテストを依頼して、その結果に基づいて市場に製品を流通させている。一方、ベルギーの市場監視機関(PROSAFE)が、加盟国の協力を得て不適切な市場流通を監視している。

国が法規制に動く

国内に流通するライターの安全対策については、法律による規制はないものの、社団法人日本喫煙具協会など業界団体が任意に定めた自主規制や任意の規格がある。ただし、これらの規制は、その団体に加入・登録している事業者にはしか及ばず、また、輸入品に対しては、実効的な対策を採ることができない。このため、都域のみならず、国内に流通するライターすべてを網羅するには法律による規制が必要となる。

これには、現行の消費生活用製品安全法による対応が可能である。この法律では、消費者の生命、身体に対して特に危害を及ぼすことが多い製品を特定製品として指定し、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売できないので、安全性は確実に担保される。規制の対象となる品目は、技術基準の自己確認が義務付けられている「特定製品」と、第三者機関による検査が義務付けられている「特別特定製品」があり、現在9品目が指定されている。このうち「特別特定製品」には、乳幼児用ベッド、携帯用レーザーポインタ、浴槽用温水循環器の3品目が指定されている。

ライターが特別特定製品に指定されれば、国は、まず技術上の安全基準を定め、検査機関を設けて安全性の試験を行うこととなる。その基準として参考となるのが、ライターの国際安全規格とアメリカやEUなどで実施されているチャイルドレジスタンスに係る安全基準である。

国への提案と前後して、奇しくも子供のライター事故が相次いだ。都の取り組みはマスコミで大きな反響を呼んだ。都の提案を受け、国では、昨年12月に、ライターを消費生活用製品安全法の特別特定製品に指定することについて、経済産業大臣から消費経済審議会に諮問があり、製品安全部会に審議が付託された。2月より、安全対策を施すライターの範囲、子供が簡単に操作できない機能の技術基準、その試験方法等について5回にわたり検討が重ねられ、都もオブザーバーとして参画した。

答申は6月に異例の速さで出され、使い捨てライターと台所などで使う点火棒にチャイルドレジスタンス機能の付加が義務付けられた。併せて、ノベルティーライターも禁止され、来夏から規制

違反のライターは販売できなくなった。

業界側もこの問題を重大に受け止め、メーカーによる安全なライターの先行販売が6月から始まった。メーカーにとってはコスト圧力となるが、多少高くても安全なライターを使ってもらうには、消費者への普及啓発PRが必要となる。そこで、都では安全なライターの普及を重点広報テーマに位置づけ、法規制の内容やライターの安全な取扱いについて、テレビ、ラジオ等を活用した広報キャンペーンを展開するほか、東京消防庁と連携した消防教育を進めていくこととした。

おわりに

ライターの法制化にあたっては、そもそも日本で幼児パネルテストができるのかという問題がある。これは学習した子供が家に帰って練習するというリスクがあるためである。このため、それに代わる機械的試験方法や、試験機関の整備を考えていくなどクリアすべきいくつかの課題が浮上した。さらに、来年夏に予定される全面規制までに、売り手に残された在庫品や家庭で眠っている旧タイプライターの処理や廃棄の問題なども残るが、これらについても、各方面で議論が進められているところである。

欧米での法制化には実現まで数年の歳月を要したが、今回、短期間のうちに関係省庁や業界団体が協力して具体的な問題解決に当たれるような仕組みができたのは、クレアによる説得力ある調査結果があったからである。これを手掛りとして、国でも欧米の安全基準の最新情報やテストの実態などをさらに詳しく調査することができた。

今日の消費者問題の焦点は、法の隙間を埋めていくことである。こんにやくゼリーによる窒息事故のように、消費者事故が起きていても所管省庁がなく法規制のない事案については外国の事例が参考となる。外国で規制されていれば解決の手掛りがつかめる。都では、ライターに続いて日焼けマシン利用の安全対策についてもクレアの調査をもとに、消費者庁にガイドラインの検討などを提案したところである。自治体とクレアとがタイアップして、国や業界を動かし、社会全体で問題解決に当たれるような取り組みを今後も進めていきたいと考えている。